外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である伊藤俊也が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年三月二十二日

東京都中央区日本橋小伝馬町一番七号
シールドエアーネバダホールディングス
リミテッド
日本における代表者　伊藤　俊也

限定承認公告

本籍静岡県浜松市東区上石田町一一八番地一、最後の住所静岡県浜松市東区上石田町一三〇八番地の一　被相続人　亡　馬渕　儀齊

右被相続人は平成二十五年二月一日死亡し、その相続人は平成二十八年三月十四日静岡家庭裁判所浜松支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十二日

静岡県浜松市中区中央一丁目九番一七号
ワイビル四階　渡辺昭法律事務所
限定承認者馬渕さわゑ
右法定代理人保佐人弁護士　渡辺　昭

限定承認公告

本籍愛知県江南市勝佐町西郷一一一番地、最後の住所愛知県江南市勝佐町西郷八二番地
被相続人　亡　後藤　幹夫

右被相続人は平成二十八年一月十六日死亡し、その相続人は平成二十八年三月十日名古屋家庭裁判所一宮支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十二日

愛知県名古屋市中川区花池町三丁目二一番地一
限定承認者　加藤　眞枝

限定承認公告

本籍香川県仲多度郡琴平町榎井九五番地、最後の住所兵庫県西宮市弓場町九番一六―五〇六号
被相続人　亡　矢野　覺

右被相続人は平成二十七年十二月二十一日死亡し、その相続人は平成二十八年三月十七日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十二日

兵庫県西宮市弓場町九番一六―五〇六号
限定承認者　戸川　純子

限定承認公告

本籍広島県東広島市安芸津町三津四二一二番地一四、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　定兼美津子

右被相続人は平成二十八年一月十四日死亡し、その相続人は平成二十八年三月八日広島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十二日

広島県東広島市安芸津町三津四二一二番地一四
限定承認者　定兼　富美

限定承認公告

本籍福岡県北九州市若松区桜町六番、最後の住所福岡県北九州市若松区桜町六番五号
被相続人　亡　臼井　利匡

右被相続人は平成二十七年九月二十四日死亡し、その相続人は平成二十八年三月七日福岡家庭裁判所小倉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年三月二十二日

福岡県北九州市八幡西区泉ヶ浦二丁目二〇番九号
相続財産管理人　橋本　清乃

投資主総会招集及び基準日設定につき通知公告

平成二十八年五月二十三日に投資主総会を開催いたします。当該投資主総会において権利を行使すべき投資主を確定するため、平成二十八年四月六日を基準日と定め、同日最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、その権利を行使すべき投資主といたします。

平成二十八年三月二十二日

東京都千代田区丸の内二丁目五番一号
日本オープンエンド不動産投資法人
執行役員　天野　雅美

訂正公告

平成二十八年三月十一日掲載の第二種金融商品取引業の廃止の公告中、住所「東京都港区新橋四丁目二四―三エムエフ六〇二」とあるは「東京都港区新橋四丁目二四―三エムエフ新橋六〇二」の誤りにつき訂正します。

平成二十八年三月二十二日

東京都港区新橋四丁目二四―三エムエフ新橋六〇二
セレクトカンパニー株式会社
代表取締役　北村　洋一

訂正公告

平成二十八年三月十一日（号外第五十五号）掲載の旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告中、株式会社ジェイ・エイチ・アールの「(ロ)株式会社ジェイ・エイチ・アール」とあるは「(ロ)ＪＨＲ」の誤りにつき訂正します。

平成二十八年三月二十二日

東京都港区虎の門四丁目一番二〇号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博

取消公告

平成二十八年二月二十三日（号外第三十八号）掲載の準備金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、準備金の額の減少公告のみを取消します。

平成二十八年三月二十二日

東京都町田市森野一丁目一八番二号
株式会社いちのや
代表取締役　澁谷　直美

取消公告

平成二十八年二月九日掲載の債権申出の公告は取消します。

平成二十八年三月二十二日

兵庫県加古川市東神吉町砂部三五四番地の九七
金澤開興株式会社
清算人　谷林　一憲
連絡先　兵庫県姫路市北条口二丁目六三番地　谷林・小川法律事務所

正　誤

平成二十三年二月二日海上保安庁告示第三十四号（航路標識に関する件）
（原稿誤り）
六ページ二段終りから八行目と七行目の間に次のように加える。

記	事　附属施設　レーダー反射器

平成二十三年二月二日海上保安庁告示第三十五号（航路標識に関する件）
（原稿誤り）
六ページ四段一六行目と一七行目の間に次のように加える。

記	事　附属施設　レーダー反射器

平成二十三年二月二日海上保安庁告示第三十六号（航路標識に関する件）
（原稿誤り）
七ページ二段二二行目と二三行目の間に次のように加える。

記	事　附属施設　レーダー反射器

平成二十三年二月二日海上保安庁告示第三十七号（航路標識に関する件）
（原稿誤り）
七ページ三段五行目と六行目の間に次のように加える。

記	事　附属施設　レーダー反射器

平成二十三年二月十五日（号外第二十九号）海上保安庁告示第五十号（航路標識に関する件）
（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
九二	終りから六		南側面	北側面
六三	終りから一〇	一四		14
四六二	五	1		

平成二十三年二月二十五日（号外第二十九号）海上保安庁告示第五十号（航路標識に関する件）
（原稿誤り）

ページ	段	行	誤	正
八二	二四～二五		九五〇キロメートル	九五〇メートル

平成二十七年二月三日海上保安庁告示第八号（航路標識に関する件）
（原稿誤り）
六ページ四段一五行目から一八行目は次のとおりの誤り。
変更した事項　一時位置変更中のところ復旧
同段二〇行目と二一行目を削除する。
平成二十七年三月十六日（号外第五十五号）海上保安庁告示第二十六号（航路標識に関する件）
（原稿誤り）

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可
◉号外　三月十八日付特第一二号四ページ●同月二十二日付第六二号九六ページ●同日付
政府調達第五四号五六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）（配送料別）